

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業について

本市は、埼玉県が実施する新型コロナウイルス感染症による自宅療養者支援を補完するため、令和3年9月8日から自宅療養者への「食糧支援」と「パルスオキシメーターの無償貸与」を実施してきました。また、同年10月27日に埼玉県と「自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」を締結し、市と県との連携を強化したところです。

令和4年9月7日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」が事務連絡されたことを受けて、埼玉県の「配食サービス」及び本市の「食糧支援」については、同年10月31日をもって終了しました。

令和4年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が一部改正され順次施行されていますが、この改正により、都道府県知事は市町村長に対し、自宅療養等の健康観察や生活支援等に関して必要な協力を求めることとする旨及び、市町村長は都道府県知事に対し、協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができる旨の規定が新たに感染症法に明記されました。

これにより、感染症法に基づいた連携事業が可能となったことから、本市と埼玉県の連携事業の根拠としてきた「自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」は、令和5年3月31日をもって終了とし、同年4月1日以降の連携事業は、感染症法第44条の3第6項及び第7項に基づき実施していくこととなります。また、令和5年4月29日から同年5月8日までの大型連休期間中のパルスオキシメーターの配送については、埼玉県において全県分を一括して実施するとしています。

こうしたことから、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部）にあるとおり、令和5年5月8日に「5類感染症」に位置づけられた場合は、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないため、本市の連携事業として実施している「パルスオキシメーターの無償貸与」については、令和5年5月8日の自宅療養者一覧の提供をもって終了することとします。